

保育士等の加点にかかる同意書

本加点は、保護者が、①認可保育施設、②幼稚園、③企業主導型保育事業、④高槻認定こども園分室（年度利用保育）、⑤高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）で保育士・保育教諭・幼稚園教諭等として就労される場合（週の就労時間30時間以上、予定を含む）に、下記のとおり利用調整において加点するものです。

<高槻市内>

- 認可保育施設で就労（週30時間以上、予定含む）：10点
- 幼稚園、企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）で就労（週30時間以上、予定含む）：6点(※)

<高槻市外>

- 認可保育施設で就労（週30時間以上、予定含む）：3点
- 幼稚園、企業主導型保育事業で就労（週30時間以上、予定含む）：1点(※)

※幼稚園・企業主導型事業等（市内6点、市外1点）については、令和6年4月入所選考からの適用となります。

(保護者記入欄) **※裏面『保育士等の資格保持者でお子様の保育施設利用を希望される方へ』を確認の上、ご署名ください。**

高槻市保育施設利用調整において「保育士等加点」の適用に当たり下記1～3の事項に同意します。

1	児童の保育施設利用期間は、就労証明書に記載される勤務場所・勤務時間で保育士・保育教諭・幼稚園教諭等として勤務していただきます。
2	就労状況に変更が生じた場合や、やむをえない事情により退職が決まった場合は、直ちにその旨を申告していただきます。
3	本加点は、保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭等として <u>週30時間以上就労することが前提</u> となります。よって、退職や勤務時間減少等により、選考時の加点条件を満たさなくなる事象が発生した場合は、退園いただく場合がございます。

令和 年 月 日 保護者氏名：

児童氏名：

(勤務先記入欄)

上記の者が下記①・②のとおり、保育士・保育教諭・幼稚園教諭等として週30時間以上勤務する（勤務予定である）ことを認めます。

①勤務期間：□ 平成・令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
□ 雇用期間の定めなし

②勤務地（勤務予定地）※いずれかに☑の上、可能な場合は施設名を記入してください

		市内	市外
<input type="checkbox"/>	認可保育施設（施設名：_____）	+10点	+3点
<input type="checkbox"/>	幼稚園（施設名：_____）	+6点	+1点
<input type="checkbox"/>	企業主導型保育事業（施設名：_____）	+6点	+1点
<input type="checkbox"/>	高槻認定こども園分室（年度利用保育）、または高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）	+6点	-
<input type="checkbox"/>	認可保育施設・幼稚園・企業主導型保育事業のいずれかにて勤務予定であるが、いずれで勤務するかは未定	+6点	+1点

令和 年 月 日 施設・事業所名 _____

代表者名（施設長名） 印

保育士等の資格保持者でお子様の保育施設利用を希望される方へ

待機児童解消対策として保育士確保に取り組むため、下記のとおり利用調整における保育士等への加点を設けています。

幼稚園・企業主導型事業等（市内6点、市外1点）については、令和6年4月入所選考からの適用となります。

加点条件（1～4をすべて満たす必要あり）

1. 保護者が、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・看護師・准看護師・保健師のいずれかの資格を有しており、①2・3号認定定員を設定する認可保育施設、②幼稚園、③企業主導型保育事業、④高槻認定こども園分室（年度利用保育）、⑤高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）にて、保育士・みなし保育士・幼稚園教諭等として勤務している又は勤務予定であること。

あるいは、保育士・看護師・准看護師・保健師・助産師のいずれかの資格を有しており、認可保育施設（小規模保育事業所等を除く）、幼稚園、企業主導型保育事業にて、病児保育事業に従事している又は従事予定であること。

対象施設 対象資格	通常保育・教育	病児保育事業 (病児・病後児・体調不良)
	認可保育所、認定こども園、 小規模保育事業所等、 幼稚園、企業主導型保育事業、 高槻認定こども園分室（年度利 用保育）、高槻認定こども園休 日・一時預かり保育（定期利 用）	認可保育所、認定こども園、 幼稚園、企業主導型保育事業
保育士	加点対象	加点対象
幼稚園教諭 小学校教諭 養護教諭	加点対象	加点対象外
看護師 准看護師 保健師	加点対象	加点対象
助産師	加点対象外	加点対象

2. 常勤又は常勤に準ずるものとして、月120時間以上（週30時間以上）勤務・従事している又は勤務予定・従事予定であること。
3. お子様が認可保育施設等を利用する間は、就労証明書に記載される勤務場所・勤務時間で保育士等として勤務・従事すること。
4. 上記1～3の事項について記載された同意書（職場の証明印が必要）に各資格を証する書類の写しを添付して提出すること。（同意書の様式は保育幼稚園事業課窓口・本市ホームページ「幼稚園・保育所等に関する様式集（保護者向け）」にございます。）

加点内容

勤務地	市内	市外
2・3号認定定員を設定する認可保育施設	+10点	+3点
幼稚園	+6点	+1点
企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、 高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）	+6点	+1点
認可保育施設・幼稚園・企業主導型保育事業のいずれかにて勤務予定であるが、 いずれで勤務するかは、まだ決定していない	+6点	+1点

注意事項

- ・本加点は利用調整上の加点であり、入所を保障するものではありませんのでご了承ください。
- ・保護者ともに保育士等で本加点の対象の場合、加点は一方のみ（どちらかのみ）となります。